

◎審議会とは (マイロータリーより抜粋)

審議会は、ロータリーの組織運営にクラブの声を反映させる機会です。

① 決議審議会

毎年オンラインで開催され、決議案への投票が行われます。決議案とは、組織規定文書に記載されている事柄の範囲外で、RI 理事会またはロータリー財団管理委員会による決定を求めるものです。また、決議案は、地域的または運営的な事柄に関するものより、ロータリー世界に影響を与えるものが理想とされます。

決議審議会では、全ロータリー地区の代表議員が、クラブ、地区、RI 理事会、RIBI の審議会または大会によって提案された決議案に投票します。採択された決議案は、その後、RI 理事会または管理委員会によって審議されます。

2017 年決議審議会は、10 月 15 日から 11 月 15 日にかけて行われます。[決議案](#)は 10 月 1 日から見ることができ、投票期間は、11 月 15 日の午後 23 時 59 分（シカゴ時間）までとなります。ロータリー地区の代表議員が、クラブ、地区、RI 理事会、RIBI の審議会または大会によって提案された決議案に投票できます。[結果](#)は 11 月 20 日に公開されます。ロータリアンは誰でも決議案と結果を見ることができますが、投票できるのは代表議員のみです。

② 規定審議会

3 年に 1 度開催される規定審議会では、ロータリーの組織規定に変更を加える制定案と、RI 理事会の見解を表明する見解表明案について審議と投票が行われます。

次回の規定審議会は、2019 年 4 月の開催が予定されています。

審議会代表議員

地区は、地区につき 1 名の代表議員を 3 年任期で選出します。選ばれた代表議員は、任期中に開催される 3 回の決議審議会と 1 回の規定審議会に、地区の代表として出席します。2017 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日までの任期を務める審議会代表議員を地区ガバナーが国際ロータリーに報告する締切日は、**2017 年 6 月 30 日**でした。代表議員は以下の会合に出席します。

2017 年、2018 年、2019 年の決議審議会

2019 年の規定審議会

制定案と決議案の提出

それぞれの審議会に制定案または決議案を提出できるのは、クラブ、地区、RI 理事会、RIBI 審議会または大会です。2017 年決議審議会への決議案を提出する期限は 2017 年 6 月 30 日でした。今後の決議審議会と規定審議会に関する提出締切日は次の通りです。

2018 年決議審議会に決議案を提出する締切日：**2018 年 06 月 30 日**

2019 年規定審議会に制定案を提出する締切日：**2017 年 12 月 31 日**